

平成31年度税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

平成31年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。
目標の早期達成に向けて全力を！
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。
社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- 中小企業は雇用の担い手。
事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

目次

《はじめに》

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方	1
1. 財政健全化に向けて	
2. 社会保障制度に対する基本的考え方	
3. 行政改革の徹底	
4. 消費税引き上げに伴う対応措置	
5. マイナンバー制度について	
6. 今後の税制改革のあり方	
II. 経済活性化と中小企業対策	6
1. 法人実効税率について	
2. 中小企業の活性化に資する税制措置	
3. 事業承継税制の拡充	
III. 地方のあり方	8
IV. 震災復興	10
V. その他	10
1. 納税環境の整備	
2. 租税教育の充実	

《税目別の具体的課題》 11

1. 法人税関係
2. 所得税関係
3. 相続税・贈与税関係
4. 地方税関係
5. その他

《個別法令・通達関係》

I. 法令関係	14
1. 法人税関係	
2. 所得税関係	
3. 相続税・贈与税関係	
4. 消費税関係	
5. 印紙税関係	
6. 地方税関係	
II. 通達関係	17
1. 法人税関係	
2. 相続税関係	

《はじめに》

我が国経済は引き続き緩やかに拡大しているが、自律的で力強い好循環に入ったとは言い難い。良好な企業業績や人手不足感の強まりにもかかわらず、賃金や個人消費への波及力が十分ではなく、依然として安倍晋三政権の宿願であるデフレ脱却にも至っていない。

日銀が異次元とされる大規模金融緩和を長期にわたって実施してきたにもかかわらず、2%の物価目標は再三にわたり達成時期が延期されたうえ、目標時期の明示そのものまで取りやめてしまった。それどころか大規模緩和の副作用が顕在化したことから、この緩和政策の一部修正を余儀なくされた。これはアベノミクスの中核となるべき成長戦略が規制改革の後退などで力強さを欠き、金融政策に依存しすぎた結果であろう。

国家的課題である財政健全化も後退する一方である。政府は国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）の黒字化目標の達成時期について、消費税率10%への引き上げを2019年10月に再延期したことなどを理由に、2020年度から2025年度へ大幅に延期した。さらに中間年度に向けた歳出増加額の抑制目標では、社会保障費などの数値設定を避けた。

また、消費税収の用途についても、これまでの年金、医療、介護、子育てという社会保障4経費に加え教育無償化に対象を拡大した。これは「社会保障と税の一体改革」の理念を明らかに逸脱したものであり、財政規律を大きく毀損することを意味しよう。改革の後退を許してはならない。

国際経済面では、懸念されたトランプ米政権の保護主義的政策が米中通商摩擦などに発展しており、我が国にとっても看過できないリスクとなっている。ただでさえ力強さを欠く我が国経済が変調をきたすようなことになれば、地域経済と雇用の担い手である中小企業への影響は甚大である。いまから税制を含めた周至な活性化策が求められよう。

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

国と地方の長期債務残高が国内総生産（GDP）のほぼ2倍の約1,100兆円に達した我が国財政の悪化ぶりは、先進国の中でも突出している。この目を覆いたくなるような惨状の主因が、社会保障を中心とした「受益」と、税や社会保険料といった「負担」のアンバランス、つまり「中福祉・低負担」という税財政構造にあることは明白である。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という構造問題を抱えている。こうした環境下で現在のような税財政構造が続く限り、財政は破たんに向かうこと必至であろう。その危機を回避するには、厳しい財政規律の下、「受益」を大胆に抑制し「負担」を必要な水準に引き上げて「中福祉・中負担」へ構造転換するしか方法はあるまい。そうした議論は今に始まったわけではない。にもかかわらず、構造転換は目に見える進展を示してこなかった。その理由はなぜか。まず挙げねばならないのは、問題解決を先送りしてきた政治の責任だが、国民一人ひとりにも危機感が欠けていたのではなかろうか。

持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」には構造転換を図る明確な意図があったはずである。しかし、これも後述するように、いまや改革理念は色褪せ、政策の中身も明らかに変質してしまった。その原因が指摘したような財政規律の毀損にあったことは明らかであり、現在の危険水域から脱出するには、国を挙げて税財政改革に取り組まなければならない。残された時間は少ない。

1. 財政健全化に向けて

消費税率10%への引き上げは昨年、納得できる理由が示されないまま2019年10月へ大幅に再延期された。これに伴い、2020年度のPB黒字化目標達成は不可能となり、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2018）では、その達成時期を2025年度へ大幅延期した。2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になろう。

「骨太の方針2018」はまた、2021年度を中間年度として①PB赤字の対GDP比を1.5%程度②債務残高対GDP比を180%台前半③財政収支赤字を対GDP比3%以下——とする中間目標を設定した。しかし、債務残高と財政収支の目標値については、本年1月と7月の内閣府試算で示されている高い名

目成長率や超低金利を前提とすれば達成できる水準である。しかも、この両指標は金利が正常化すれば、逆に悪化していく点を決して見逃してはならない。また、2018年度を中間年度とした以前の財政健全化計画では政策経費の増加額を抑制する数値を示したのに対し、今回は見送っている。

こうした財政規律の毀損はいたるところでみられる。とりわけ、消費税収の用途拡大は極めて問題である。「社会保障と税の一体改革」では年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費を対象としてきたが、新たに教育無償化が加わった。これは一体改革の理念を根底から覆すことになり、財政健全化を阻害するだけでなく将来の税率引き上げの議論にも影響を与えよう。

- (1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

政府が公表した社会保障給付費の長期見通しによると、「団塊ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える2040年には、今年度を70兆円近く上回る190兆円に上る。そして、目の前には「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できまい。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

その意味で、今年度は診療報酬と介護報酬の改定年が同時となって注目された。しかし、「薬価」については引き下げられたうえ、2年に一度の改定を毎年実施することになったものの、肝心の医師の person 費にあたる「本体」は引き上げられた。診療報酬が公費と保険料などから構成されていることを改めて認識して改革を進める必要がある。

社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

また、医療費と介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題については、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

延期されていた消費税率10%への引き上げが来年10月に迫った。社会保障の安定財源確保と財政健全化のためには確実に実施せねばならないが、それは国民に痛みを求めることでもある。「行革の徹底」が消費税引き上げの前提になったのは、それを国民に理解してもらうためであった。

こうした経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならないことは明白であろう。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。

それを象徴しているのが、「1票の格差」是正と合区対策を理由に、参議院の定数を6増やす見直しが行われたことである。これまで、衆参両院では「1票の格差」是正を目的に定数見直しを行ってきたが、国民の期待する改革はもっと抜本的な議員定数の削減である。今回の定数増が改革に逆行するのは明らかであり、とても容認できるものではない。

また近年、税金が含まれている政治資金について不適切とされる支出も目立っており、政治資金規正法の見直しなどを行い、使途の適正化を図るべきである。

国民の政治と行政に対する不信感は極度に高まっている。もはや、改革の先送りは許されない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

したがって、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。また、低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

税率引き上げに向けては、消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が重要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は運用が開始されたにもかかわらず、依然として国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

制度の運用に当たっては、国民の信頼感を得ることが欠かせない。そのためには、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐため

のプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。さらに、国民の利便性を高める観点からは、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかが重要課題となるが、広範な国民的議論が必要となろう。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は好調な企業業績などを背景に、緩やかな拡大基調を続けている。アベノミクス最大の成果といわれる円安・株高傾向が比較的安定的に推移してきたからだが、その支えとなってきた異次元の大規模金融緩和政策が修正局面を迎えている。

日銀が2%のインフレ目標達成の時期明示を取りやめる一方で、長期金利の誘導目標金利の上昇を容認したのである。政策修正の背景には市場機能の歪みや銀行収益圧迫による金融機能への懸念が指摘されており、明らかに金融政策の限界を示したものといえよう。

アベノミクスの柱である成長戦略も、“一丁目一番地”であったはずの規制改革が勢いを失った。「骨太の方針2018」では生産性向上を目指し、教育無償化などを中心とした「人づくり革命」や残業の罰則付き上限などの「働き方改革」を目玉として掲げているが、こうした政策が潜在成長力にどの程度貢献するかは定かではない。

海外経済に目を向けると、環太平洋経済連携協定（TPP）離脱や中国などとの通商摩擦を惹起しているトランプ米政権の保護主義リスクが顕在化している。こうした点を考慮すると、我が国の経済戦略全体を再構築する必要があるだろう。

また、地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や事業承継税制のさらなる環境整備が求められよう。

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。

しかし、OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ. 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」で東京一極集中の是正などを図ろうとしているが、そのためには地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築できるかがカギとなる。地域の民間の知恵と工夫により、

新たな地場技術やビジネス手法をどう開発していくかが大事なのである。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながるまい。さすがに総務省も昨年4月、返礼品の送付について一定の基準を設けたが、そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

「地方は国の仕送り（地方交付税）を貯金している」として問題視された財政調整基金など地方の基金残高総額も、21.6兆円（28年度決算）に膨らんでいる。国のPBが大幅赤字で地方が黒字という財政状況を考えれば地方交付税の相応の削減が必要になるだろうが、今年度予算では数百億円にとどまっている。

そもそも、地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組みねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 公益法人課税

公益法人課税のあり方については、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

①基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

①贈与税の基礎控除を引き上げる。

②相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は三大都市圏や地方中核都市だけでなく、全国ベースでも上昇傾向を示しており、固定資産税のさらなる負担増が懸念されている。このため、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に用途を限定すべきである。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAx）とのシステム連携を図る必要がある。

《個別法令・通達関係》

I. 法令関係

1. 法人税関係

[無形減価償却資産]

- (1) 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。

[引当金の損金算入]

- (2) 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。

①退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

②賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

[電話加入権の損金算入]

- (3) 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとすること。

[耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置]

- (4) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

[法人税の延納]

- (5) 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。なお、その際合わせて利子税率を軽減すること。

[申告書の提出期限]

- (6) 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

2. 所得税関係

[土地・建物等の損益通算]

(1) 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。

[不動産所得の負債利子の損益通算]

(2) 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。

[医療費控除]

(3) 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

[源泉納付]

(4) 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

3. 相続税・贈与税関係

[保険金・死亡退職金の非課税限度額]

(1) 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされたが、相当期間経過しているため、1,000万円に引き上げること。

[相続財産からの控除]

(2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

[被相続人の保証債務の弁済]

(3) 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

[贈与税の配偶者控除]

- (4) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円は、昭和63年以来据え置かれているので、3,000万円に引き上げること。

4. 消費税関係

[消費税の確定申告書の提出期限]

- (1) 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。
なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。

[消費税の届出書の提出期限]

- (2) 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。

5. 印紙税関係

[印紙税]

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。

6. 地方税関係

[固定資産税]

- (1) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施し、資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税は減免すること。

[法人事業税]

- (2) 法人事業税について次のとおり改正すること。
①資本金1,000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得区分別の軽減税率が適用されないこととなっているが、この制度を廃止すること。

- ②二以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにすること。

[個人住民税]

- (3) 納入先市区町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収については、特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所轄する市区町村において、一括納入ができるようにすること。

また、合わせて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

[欠損金繰戻し還付制度・延納制度]

- (4) 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

Ⅱ. 通 達 関 係

1. 法人税関係

[修繕費]

- (1) 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

①修理・改良等に要した金額が100万円（現行60万円）に満たない場合

②修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%（現行10%）相当額以下である場合

[借地権]

- (2) 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じた見直しを行うこと。

2. 相続税関係

[取引相場のない株式の評価]

- (1) 類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社についても50%に引き下げること。

「平成31年度税制改正に関する提言」の解説

公益財団法人 全国法人会総連合

目 次

はじめに

I. 税・財政改革のあり方	1
II. 経済活性化と中小企業対策	1 1
III. 地方のあり方	1 4
IV. 震災復興	1 6
V. その他	1 6

はじめに

本年の「税制改正に関する提言」は、我が国経済が緩やかに拡大しているものの、依然として力強い自律的好循環には入っていないうえ、国家的課題である財政健全化も後退している点を指摘しつつ、政府の経済財政運営に厳しく注文をつけています。

まず、安倍晋三政権の宿願であるデフレ脱却ですが、2%のインフレ目標をクリアできず、日銀が目標達成の時期明示を取りやめるに至りました。さらに、異次元とされた大規模金融緩和策も副作用の顕在化により一部修正が余儀なくされたのです。

これはアベノミクス最大の効果を上げた政策が、ついに限界に達したことを示しています。裏を返せば、アベノミクスの中核となるべき成長戦略が規制改革の後退などで期待された効果を発揮せず、金融政策に依存しすぎた結果とみていいでしょう。

財政健全化では国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）の黒字化目標を2020年度から5年も先送りしたほか、消費税収の使途を社会保障4経費から教育無償化にも拡大しました。これを本提言は「財政規律の毀損」という厳しい言葉で表現しています。

少子高齢化が先進国で最速のスピードで進展するなか、2022年度には団塊の世代が後期高齢者入りするなど社会保障給付は急増していく見込みです。このまま改革がずるずると後退すれば、財政破綻に向かうこと必至です。このため、本提言は政治だけでなく国民にも、残された時間は少ないとの強い危機感を共有するよう求めた次第です。

国際経済も近年では例がないほど懸念が強まっています。言うまでもなく、トランプ米政権の保護主義政策が本格化し、対中国をはじめ様々な通商摩擦を引き起こしているからです。我が国もこのリスクを回避できない状況に至っており、とりわけ、地域経済を担う中小企業は強い不安を抱えています。本提言はこうした認識の下、税制面などのさらなる経済活性化策の必要性を強調しました。



本解説は、税制委員会の議論を踏まえて策定された提言の背景などを、各会の役員・税制委員はじめ多くの方々に理解していただくよう、税制顧問の岩崎慶市がポイントを絞って執筆したものです。

I. 税・財政改革のあり方

「ワニの口」が物語る税財政の矛盾

我が国の国と地方の長期債務残高は約1,107兆円（うち国債は883兆円）と、国内総生産（GDP）のほぼ2倍に達するなど目を覆いたくなるような惨状です。どうしてそうなったかは、国の一般会計の基本的構造を端的に表している通称「ワニの口」と呼ばれるグラフ（資料Ⅰ参照）を見れば一目瞭然です。

グラフはワニの上あごに当たる上の折れ線が歳出、下の折れ線が税収で下あごに当たります。この2本の折れ線がバブル崩壊以降、ワニの口のようにほぼ一貫して広がっているため、そう呼ばれています。つまり、歳出と税収の乖離幅がどんどん大きくなっているのです。

この税財政構造を別の言葉で表せば、「受益」と「負担」の不均衡といえます。国民の「受益」は歳出によって提供される行政サービスのことであり、それを賄うべき税収が「負担」を意味します。両者のギャップは国の場合、国債という名の借金で埋めてきたわけで、それが冒頭の膨大な債務残高となって積み上がっているわけです。

社会保障が象徴する「中福祉・低負担」のいびつな構造

「受益」と「負担」の不均衡が端的に表れているのが社会保障分野です。社会保障関係費は今年度予算で約33兆円と一般会計歳出の3分の1を占め、予算全体を大きく左右する存在となっています。その社会保障分野が「中福祉・低負担」といわれるいびつな構造から抜け出せないのです。

“先進国クラブ”と呼ばれるOECDの加盟国と比較してみましょう（資料Ⅱ参照）。我が国の地方などを含めた一般政府ベースでみた社会保障支出は対GDP比でほぼ中位ですから「中福祉」とみていいでしょう。ただ、改革を行わないと、2060年には北欧並みの「高福祉」に達すると推計されています。

とりわけ目立つ租税負担率の低さ

一方、租税負担率と社会保障負担率を合わせた国民負担率の方は、対GDP比で低位に属しています（同上資料参照）。国民負担率という一般

的には対国民所得比でみた指標（資料Ⅲ参照）が使われますが、こちらも42.5%と、自助努力を基本とする米国に次ぐ低さです。

とりわけ低さが目立つのは租税負担率で、24.9%は米国とほぼ同水準だし、欧州主要国を大幅に下回っています。「高福祉・高負担」で知られるスウェーデンとは比較になりません。どのような社会保障と税財政の在り方を目指すかは、それぞれの国民が選択することですが、少なくとも「受益」と「負担」のバランスをとらねばならないのは共通の問題です。

分っていながら対応怠った“政治の罪”

周知のように、我が国は先進国で最速のスピードで進む少子高齢化と人口減少という構造問題を抱えており、「中福祉・低負担」という構造のままでは、社会保障制度も財政も立ち行かなくなり破綻に向かうこと必至です。これは子供でもわかる理屈です。危機を回避するには「中福祉・中負担」という現実的なバランス構造へ転換するしか方法はないのですが、それが遅々として進んでいないわけです。

なぜなら、「中福祉・中負担」実現に不可欠の条件である大胆な「受益」の抑制と、必要な「負担」の確保を歴代政権の多くが怠ってきたからです。しかも、超少子高齢化や人口減社会の到来が必然であることを、はるか以前から分っていながら対応してこなかったのです。この財政規律を軽んじてきた“政治の罪”は極めて大きいと言わざるを得ません。

大きく変質した「社会保障と税の一体改革」

こうした中で持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」は、「受益」と「負担」のアンバランス是正に一步踏み出す画期的ともいえる改革でした。その枠組みを簡単に説明すると、「受益」では社会保障給付を「重点化・効率化」によって抑制し、「負担」では消費税率を10%へ2段階で引き上げるというものです。

しかし、税率8%への引き上げこそ予定通り2014年4月に実施されたものの、2015年10月に予定されていた10%への引き上げが、説得力ある理由を示されないまま2度も延期され、2019年10月へ大幅に先送りとなったのです。

「給付」面でもスケジュールをいとも簡単に変更しました。消費税率引き上げ幅5%のうち1%分を「社会保障の充実」に充てる予定だったのが、

引き上げを待たずに保育士や介護職員の待遇改善策を先行実施したのです。いくら待遇改善が必要だからといっても、その裏付け財源となる消費税収を確保していないのでは財政規律は保てません。

消費税の用途変更で毀損された財政規律

さらに、「骨太の方針2018」では一体改革の理念を根底から覆すような政策が盛り込まれました。一体改革では目的税化した消費税の用途を年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費に限定しました。そして8%から10%に引き上げる際の2%分の税込5兆円について、4兆円を財政健全化に、残りをこの4経費に充てることになっていたのです。

ところが安倍政権は突然、「全世代対象型の社会保障」というもっともらしい理由をあげて、財政健全化に使う分の半分を教育無償化などに振り向けるとしたのです。これでは際限なく用途が拡大しかねませんし、将来の税率引き上げ論議にも影響を与えるでしょう。これは財政規律が緩んだというより毀損されたと表現した方が的確ではないでしょうか。

PB黒字化目標を2025年度へ大幅延期

その最たるものが財政健全化目標の達成先送りです。安倍政権は昨年、消費税率10%への引き上げ延期などを理由に、早々と「2020年度のPB黒字化目標は達成困難」と表明、「骨太の方針2018」に盛り込んだ新たな健全化計画で達成時期を2025年度へ大幅延期したのです。

周知のように我が国の財政は先進国の中で突出して悪化しています。健全化目標自体も他の主要先進国に比べて厳しさを欠いていたのです（資料IV参照）。しかも、2022年度には団塊の世代の先頭が75歳以上の後期高齢者に入り始め、その3年後にはすべてがそうなります。これに伴い医療や介護の財政需要が急増する見通しで、いわゆる「2025年問題」が目前に迫っているのです。

こうしたことを考えれば、2025年度PB黒字化という目標が妥当とはとても思えません。今年7月に更新した内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（資料V参照）によると、PBが黒字化するのは成長実現ケースで2027年度となっています。安倍政権はそれを改革努力によって2年前倒しするとアピールしたいのですが、どうしてもポーズとしか思

えません。

達成できなかった2018年度の間目標

では、ここで今年度に新たな健全化計画が策定された経緯を少し説明しておきましょう。

政府は「骨太の方針2015」で2020年度PB黒字化に向け、2018年度までの3年間を集中改革期間として、PB赤字対GDP比を1%程度とする間目標を設定しました。これに伴い歳出抑制の目安として政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）とする計画を策定しました。

しかし、歳出抑制の目安は達成したものの、PB赤字対GDP比1%は未達成となりました。言うまでもなく消費税率10%への引き上げを2019年10月に再延期してしまったからです。このため、中間年度の2018年度で検証・見直し作業を行い、2019年度からの新たな計画を策定したわけです。問題はその期間なのです。

団塊の世代念頭に2022年度までの黒字化が必要

他の先進国もそうなのですが、中長期の財政健全化計画は5年とか10年で区切るのが一般的です。従来の計画が5年後を目標としたことを念頭に置けば、今回も2019年度から5年後の2023年度に目標を置くのが妥当なのに、7年後というのはあまりに中途半端で緩慢です。

団塊の世代すべてが後期高齢者となることを根拠に2025年度としたのでしようが、それなら先頭が後期高齢者入りする2022年度を目標にすべきでしょう。そうしないと「2025年問題」への対応が困難になるからで、本提言も2022年度までに黒字化するよう求めたのです。

社会保障費の増加額抑制で数値示さず

2021年度を中間目標年度として位置付けた基盤強化期間についても、財政規律が働いているとは到底思えません。指摘したように、2018年度までの集中改革期間では大雑把ながら歳出抑制の目安となる数値を設定しましたが、今回の基盤強化期間ではそれを避けたのです。社会保障費の増加額抑制をめぐる調整がつかなかったからです。

財務省は基盤強化期間に後期高齢者となる人数が終戦前後生まれという事情から大幅に減少するため、社会保障費の増加額を2018年までの年間5千億円から4千億円以下に減額する意向でしたが、政権内での反発が強く断念せざるを得なかったようです。2022年度から団塊の世代が後期高齢者入りすることを考えれば、その前に社会保障の歳出を可能な限り抑制しておかねばなりません。

目標達成を可能にする仕掛けは成長率と長期金利に

2021年度に向けた中間目標自体も、まったく評価に値しません。それは①PB赤字の対GDP比を1.5%程度②債務残高対GDP比を180%前半③財政収支赤字を対GDP比3%以下——とする内容です。一見すると意欲的な目標に見えますが、実はそうではないのです。

改めて内閣府の試算（資料V参照）で2021年度の予測をご覧ください。PB赤字対GDP比こそ1.4%なので多少の改革努力が必要かもしれませんが、債務残高対GDP比は180.3%、財政収支赤字対GDP比も2.2%ですから、努力なしで十分クリアできるのです。

その仕掛けは、日銀が抑え込んでいる名目長期金利の異常な低さと楽観的すぎるともいえる高い名目GDP成長率の関係にあります。まず、債務残高からそのメカニズムを見てみましょう。両者の関係を単純化して考えると、GDPと債務残高が同額の場合、成長率と利払い費を決定する長期金利の水準が同じなら債務残高対GDP比は変わらないことになります。ですから、長期金利をGDP成長率より低く想定すれば債務残高対GDPは低下していくわけです。

金利が正常化すれば健全化指標は逆に悪化する

我が国の場合、債務残高がGDPの2倍、毎年100兆円を上回る借り換え債の金利低下幅など複雑な前提を置いて計算せねばなりません。2021年度の名目成長率3%、名目長期金利0.3%を想定している内閣府試算が債務残高対GDP比の低下を導き出しているのは当然のことなのです。近年、国債残高が急増している割に利払い費が横ばいとどまっているのも、このメカニズムによるものといえます（資料VI参照）。

財政収支赤字対GDP比の低下も同じ理屈です。財政収支は利払い費を含むため、これを除くPBより厳しい目標とされており、他の主要先進国は

この指標を採用しています。我が国もやっこの指標を採用、しかも対GDP比3%以下というユーロの財政基準と同じ目標としたため意欲的に見えるわけですが、これも超低金利により一時的に抑制されるだけなのです。

金利は景気の拡大とともにいずれ正常化していきます。そうなれば名目成長率と名目長期金利の関係は逆転し、債務残高対GDP比も財政収支赤字対GDP比も急速に悪化していくことになります。目先の数年だけ良く見ればいいという目標は、逆に国民に大きな誤解を与えるのです。本提言はこの危険性を見逃さないよう強く警鐘を鳴らしています。

消費税引き上げの環境整備で懸念されるバラマキ

来年度予算編成については、消費税率10%への引き上げをめぐる景気への悪影響を緩和する環境整備が焦点になっています。今回は予定通り引き上げるとみられますが、問題は特別枠となった景気への悪影響緩和策です。前回の引き上げの影響が予想以上に長引いたことから、この緩和策に名を借りた様々な要求が出かねません。

特に来夏には参院選が控えており、歳出圧力が一層高まる可能性があります。もちろん、悪影響は最小限に抑えなければなりません。日銀の試算では税率引き上げによる家計の実質負担増加額は前回の8兆円に対し今回は2.2兆円にとどまるとしています。バラマキ政策は厳しくチェックせねばなりません。

危険水域での政策運営のミスは許されない

すでに指摘してきたように、我が国の財政は危険水域に入っています。財政の信認をкаろうじて支える根拠となってきた経常収支も十分な黒字を確保するのが難しくなっています。少子高齢化により家計貯蓄率の低下も必至です。このため、家計の金融純資産と地方などを含めた一般政府の総債務の差が縮小しており、国内で財政赤字をファイナンスできる余裕がなくなってきました。

こうした状況では、いつ「国債価格の急落（金利の急上昇）→国債の利払い費急増→さらなる財政悪化」という負のスパイラルに陥っても不思議ではありません。そうした事態が回避されている大きな要因の一つは、日銀が大量に国債を買い支えている異次元の大規模金融緩和にあります。

しかし、これも限界にきました。詳しくは後述しますが、大規模金融緩和

和の副作用が顕在化し、日銀も政策の一部修正を余儀なくされたのです。財政と金融の政策運営を一步誤れば、大量に国債を保有するに至った日銀や金融機関の財務を直撃し、日本発の金融危機を引き起こす可能性さえ否定できません。本提言はこれまで以上に政府と日銀に細心の注意を促しています。

「骨太2006」の歳出・歳入一体改革を参考に

繰り返しますが、これ以上の財政規律の毀損は許されません。いま求められているのは、これまでの提言でも再三にわたって指摘してきたように、「骨太の方針2006」のような歳出・歳入一体改革による財政健全化計画を策定・実施することです。この計画は5年後のPB黒字化を目指して所要額を提示したうえで、各歳出分野の削減・抑制額の数値と改革政策を工程表に明示し、所要額に達しない分を増税で賄うというものでした。

この計画は社会保障分野ではころびが出て頓挫しましたが、本来なら2019年度からの新しい健全化計画でもこうした手法が必要なのです。先に指摘したように、中間目標である基盤強化期間くらいは2018年度までの集中改革期間で実施した社会保障費を中心とした政策経費の増加額抑制目安を示すべきでしょう。

2040年度の社会保障給付は190兆円に増大

さて、その社会保障分野ですが、今後の税財政を左右するだけに、改めて考えてみましょう。

持続可能な社会保障制度を確立するには、増大する社会保障給付を、「重点化・効率化」でできるだけ抑制すると同時に、国民の相応な負担を確保する必要があることはすでに指摘しました。では、まず給付面の見通しから見てみましょう。

政府が本年、初めて公表した社会保障給付の長期見通し（資料Ⅶ参照）によると、「団塊ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える2040年度には190兆円と今年度の約121兆円を70兆円近く上回ります。その前の焦点である「2025年問題」、つまり団塊の世代がすべて後期高齢者となる同年度は約140兆円ですから、今年度より20兆円近く増加する計算です。

これをGDP比で見ると、2018年度が21.5%なのに対し、

2025年度が21.8%、2040年度が24.0%へと上昇します。GDP比は国全体の負担能力との関係判断する指標といわれていますから、社会保障給付は身の丈以上の増加率となるわけです。

医療と介護の給付抑制がカギ

中でも増加率が高いのは介護で、2040年度には25.8兆円と今年度の2.5倍に達します。増加額では医療が最大で、今年度の39.2兆円から2040年度は68.5兆円へと30兆円近く増える見通しです。当然ながら年金も増加しますが、物価や現役世代の賃金などを基準に給付を自動的に調整する「マクロ経済スライド」の導入などで増加ペースが緩やかになります。

社会保障給付の財源は公費（税）と社会保険料ですから、給付が増大すれば一定の公費負担増は避けられません。それは増税か借金で賄うしかありません。このため、医療と介護の給付をいかに抑制するかが重要なカギとなります。

またも引き上げられた診療報酬の「本体」

その意味で、今年度は診療報酬と介護報酬が同時改定となる節目の年として注目されました。しかし、焦点とされた診療報酬は薬価こそ引き下げられ、かつ2年に1度の改定を毎年実施して実勢価格を反映することになりましたが、肝心の医師の人件費にあたる「本体」は引き上げられました。

改めて強調しておきますが、診療報酬には多額の公費と保険料が投入されているのです。公費が原資となる公務員給与と似ているわけですが、これまでのデフレ局面で公務員給与が民間に準じて引き下げられた時期にも、診療報酬の本体は引き上げられてきた経緯があります。医師不足などが根拠となりましたが、果たしてそれに説得力はあるのでしょうか。

海外を参考に医師の偏在を是正する改革が必要

病院勤務医は人員不足によって診療所（開業医）と比較ならないような激務が強いられて問題になっていますが、これは医師不足というより医師の偏在が大きな要因でしょう。そして、その原因は病院勤務医を大幅に上回る開業医の高い収入にあると指摘されています。

その背景には我が国独特の医療制度があるといわれています。たとえば、高度な専門医も開業医も診療報酬の点数は同じで、その配分見直しも進んでいません。開業する地域も診療科も自由という問題もあります。米国では高度な専門医の報酬は開業医をはるかに上回りますし、ドイツでは開業する場合、地域や診療科ごとに定員規制があり、医師の偏在を防いでいます。我が国もこうした例を参考に正面から改革に取り組む段階にきたのではないのでしょうか。

「骨太の方針2018」で議論された検討項目も重要

「骨太の方針2018」策定の間でも、①外来受診に際しての定額負担の導入②後期高齢者などの窓口自己負担の見直し③医療費を抑制するための自動調整メカニズムの導入——などが検討項目として議論されました。いずれも重要ですが、患者の自己負担のあり方から考えてみましょう。

我が国医療制度の特徴でもある低い患者負担を可能にしている国民皆保険と、だれもがどんな医療機関にもアクセス可能な「フリーアクセス」は、ややもすると医療に対する患者側のコスト意識を阻害することになります。したがって効率的な医療を目指すには、どうしても適正な負担を求めることが必要になるのです。

基本原則は「負担能力に応じた公平な負担」

その際の原則のあり方についてですが、これまでは後期高齢者制度に代表されるように、年代別に負担割合を区別する傾向にありました。しかし、世代にかかわらず低所得者と高所得者は存在するわけで家計の負担能力には差があります。現在もこうした点を考慮して改革が進み始めましたが、今後はさらに負担できる者がより多く負担する「負担能力に応じた公平な負担」を基本に制度設計をしていくよう本提言は求めました。

また、医療費をマクロ的に抑制するうえで、自動調整メカニズムの効果も評価に値するでしょう。これは経済成長や人口減少を前提としながら医療費の増加に伴い自己負担を自動的に調整する案などで、医療分野の「マクロ経済スライド」ともいえる方式です。この方式を診療報酬にも当てはめるよう提唱する学者もいます。とかく政治力学に左右されがちな医療制度には、こうした自動的調整こそ向いているのかもしれない。

高所得高齢者の基礎年金国庫負担分の給付削減は妥当

「負担能力に応じた公平な負担」原則は、格差是正の観点から着手された給与所得控除や基礎控除に関する所得税制見直しにも表れていますが、介護や年金の分野でも少しずつ進展し始めました。多額な金融資産を所有する者に対する介護料の自己負担増の方向性や、年金1,000万円超の人などを対象とした公的年金等控除引き下げなどがそれです。だが、この原則を徹底させるにはまだまだ不十分です。

年金ではたとえば、高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減が議論に上りながら、なかなか実現しません。基礎年金の半分は国庫負担であり、そのために消費税が引き上げられたのですから、税金で負担している分については、これまで払い込んだ保険料という財産権が侵害されるとする主張は説得力を欠いています。したがって給付を削減しても問題はないはずです。

年金支給開始年齢は主要先進国並みに引き上げを

年金の支給開始年齢の引き上げについても、早急に議論を具体化せねばなりません。我が国と主要先進国の支給開始年齢（資料Ⅷ参照）を比べると、完全に後れを取っていることがわかります。我が国は2000年に65歳に引き上げを決定（2013年から開始）したままですが、ドイツは2012年に67歳支給を開始、英国も2018年に68歳支給を開始しています。

しかも、我が国は少子高齢化の急進展で高齢者人口を支える現役世代人口の割合が最も少ないのです。平均寿命の伸び方や潜在成長力を支える労働力人口確保という観点からも、定年延長の検討と合わせて主要先進国並みの年金支給開始年齢引き上げを実現していくことは急務なのではないでしょうか。

中小企業への配慮欠く「消費税還元セール」容認

消費税のあり方については、すでに軽減税率の導入が法制化されていますが、改めて法人会としての考えを表明しておくことにしました。それは税率10%程度までなら単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当だというものです。政府は軽減税率

とそれに伴うインボイスが中小事業者の事務負担や税収確保面などで多くの欠点を有していることを十分認識する必要があるからです。

提言では、消費税引き上げによる景気変動抑制策として政府が検討している「消費税還元セール」の表示容認についても、中小企業に対する本体価格引き下げ要求を誘発しかねず、配慮を欠いていると指摘しました。しかも、こうしたセールは消費者までの適正な転嫁を前提とする消費税の本質を否定することにもつながりかねませんから、その視点からも慎重な検討が求められるのです。

国民の期待裏切り不信感高める行政と国会

また、本提言は消費税引き上げの前提であったはずの「行革の徹底」が、政府・議会ともに極めて疎かになっていることを強く批判しています。「まず隗より始めよ」の精神で自ら身を削らなければならないのに、国民の期待を大きく裏切るような事態になっているからです。

その象徴が「1票の格差是正」などを理由に定数を6増やした参院です。この手法で1票の格差を是正していったら今後も定数は増加する一方になります。国民が望んでいるのは大胆な国会議員の削減ですから、明らかに改革に逆行しています。また、森友問題をめぐる財務省の公文書改竄や働き方改革に関する厚生労働省の誤ったデータ提示問題などを念頭に、行政に対する国民の不信感が極度に高まっていることを指摘しました。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

金融政策の限界証明した大規模緩和の一部修正

日銀がデフレ脱却の目安となる2%のインフレ目標の達成時期明示を取りやめる一方で、2013年4月に異次元緩和を導入して以降、初めて大規模金融緩和の一部修正に入りました。この政策変更は、これまでのアベノミクスを総括するうえで極めて重要です。

目標達成時期の明示をやめたのは、再三にわたってそれを先送りしてきたうえ、ついに達成の見通しがつかなくなったという意味でしょう。つまり、デフレ脱却を目指したアベノミクスの先導役「大胆な金融政策」に限界がきたことを証明したといえます。

市場の機能と健全性を損ないかねない副作用

そして、デフレ脱却まで超金融緩和を継続する方針を示しつつ、国債の大量購入で「0%程度」に抑えてきた長期金利の誘導目標を0.2%まで容認する修正も行いました。さらに、上場投資信託（ETF）の買い入れ額変動も容認したのです。

このちぐはぐにみえる政策の一部修正の理由はどこにあるのでしょうか。一つには長期にわたる超低金利により金融機関の収益が圧迫されていることもありますが、大規模金融緩和が市場にもたらしている副作用が看過できなくなったことの方が大きいとみられています。

国債市場では日銀の保有割合が異常な水準に達したことから市場機能に懸念が生じているし、株式市場も日銀によるETF大量買入で市場の健全性が損なわれる危険性が指摘されているのです。何より、大規模金融緩和がこのまま続いた場合、いずれ必要になる出口戦略に際して、膨張するリスクが管理不能になることを恐れているのでしょう。

金融政策に依存しすぎで規制改革は後退

金融政策が明らかに限界を超したのは、言うまでもなくアベノミクスがこの政策に依存しすぎた結果です。裏返せば中核となるはずの成長戦略が、いかに不十分だったかなのです。とりわけ、安倍政権がその“一丁目一番地”と位置付けていた規制改革が中途半端に終わり、むしろ後退しているようにみえるのは残念でなりません。

たとえば、岩盤規制に風穴を空けると取り組んだ農業では、企業の農地保有自由化などの議論が頓挫したままです。将来の成長産業といわれる医療も、それに欠かせないとされる混合診療の解禁問題などが忘れ去られています。また、円安やソフトパワーを背景にした訪日外国人とインバウンド消費の急増には目を見張るものがありますが、成長を支える柱となるには力不足です。政府が積極的な働き方改革も経済政策というより社会政策に近いわけで、成長戦略の今後の原動力となる政策は見当たりません。

法人実効税率の議論はOECD平均を視野に

これまでの成長戦略の中で最も大きな成果と言っている法人実効税率の引き下げ効果はどうでしょうか。国際競争力や成長力の強化などを目的に

今年度で29.74%まで引き下げられましたが、どうもその効果についてはまだ鮮明ではないようです。

たとえば税率引き下げの条件の一つとなっていた賃金引上げですが、減税メリットは企業の好業績と相まって内部留保として積み上がり、賃上げへの波及は限定的なようです。実際、昨年度末の内部留保は前年度を40兆円も上回る約446兆円と、6年連続で過去最高を更新しました。力強い自律的景気拡大につなげるには、これを賃上げや配当、さらに設備投資に振り向ける必要があります。政府も産業界も内部留保の活用に真剣に取り組まねばなりません。

また、本提言は今後の法人実効税率の水準について、少し様子を見ることとしました。注目されていたトランプ米政権は連邦法人税の大幅引き下げを実施しましたが、カリフォルニア州を例にとると実効税率は我が国を少し下回る程度にとどまったからです（資料Ⅸ参照）。ただ、OECD加盟国の平均25%、アジア主要10カ国平均22%と比べると、依然として高く、さらなる引き下げを視野に入れた議論が必要になるでしょう。

保護主義食い止め自由貿易の先頭に

国際経済、いや我が国にとっても看過できないリスクとなったトランプ米政権の保護主義政策についても言及せねばなりません。対中国をはじめとした通商摩擦は深刻度を増しており、下手をすると自由貿易体制が崩れかねません。我が国も回避を模索していた2国間の貿易協定に向けた交渉開始に追い込まれました。こうした流れを食い止めるには、自由貿易を経済外交の根幹とし、そのメリットを最大限享受してきた我が国が先頭に立たねばなりません。

それには環太平洋経済連携協定（TPP）を離脱した米国をどう復帰させるかはもちろんですが、米国抜きの「TPP11」を円滑に運用することが極めて重要になります。さらに合意した欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）の早期発効と連携強化を絡めながら、強固で精緻な戦略を構築することです。そして、保護主義がいかにかで危険な政策かを世界に知らしめる必要があります。

事業承継税制の見直しを評価しつつさらなる改善指摘

中小企業にとって極めて関心の高い事業承継問題では、今年度税制改正

で予想を上回る見直しが行われました。団塊の世代などの世代替わりを円滑に促進するため、10年間の特例措置として相続税の納税猶予割合の拡大など事業承継税制が見直されたのです（資料X参照）。本提言はこの見直しを評価しつつ、使い勝手の面や同制度の適用要件などでさらなる改善が必要であることを指摘しました。

また、事業用の資産については一般財産と切り離して相続税を軽減・免除する欧州主要国並みの本格的な事業承継税制の創設も改めて求めました。地域経済と雇用の担い手である中小企業が承継されなければ我が国経済社会の根幹が揺らぐことになるからです。

Ⅲ. 地方のあり方

地方分権も活性化も基本理念は自立・自助

本提言は、財政や行政の効率化を図る地方分権化も地域経済活性化を目指す地方創生戦略も、地方の自立・自助の精神を基本理念にすべきであることを昨年引き続き強調しました。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かす戦略を描き、それを自らの責任で実行していかなければ、地方の再生は絵空事に終わってしまうからです。

とくに、地域経済活性化では官主導ではなく民間の知恵と工夫が極めて大事になります。たとえば伝承された地場の技術を地元大学との連携などで新たな技術に発展させるとか、新たなビジネス手法を開発するとか真正面から地道に取り組むことが真の地方再生につながるのです。

「ふるさと納税」はせめて出身自治体に限定を

地域経済に効果があると一部で評価されている「ふるさと納税」制度をこうした観点に照らしてみると、安易と言うしかありません。ただただ高額な返礼品競争に血道をあげる自治体が、真の地方再生に取り組もうとしているのか疑問を感じざるを得ません。

さすがに総務省も高すぎる返礼品は地域振興に結び付かない例もあるとして、すでに要請している「返礼品は寄付額の3割以下」を守らない自治体を税優遇対象から外す考えです。ここ数年で急増した寄付額は昨年度で3,653億円に達しており、総務省の対応は当然でしょう。

この制度は居住自治体の行政サービスに対する会費である住民税を関係

のない自治体に納めるわけで、そもそも地方税の理念である応益原則にそぐわないといえます。このため、本提言はせめて制度創設当時の議論の原点に戻り、納税者の「ふるさと」である出身自治体に寄付を限定するよう求めています。

大赤字の国が黒字の地方を財政支援する矛盾

財政調整基金など地方の基金残高が21.6兆円（平成28年度決算）と膨らんだままなのも問題です。これは昨年、「親（国）は借金（国債発行）までして子供（地方）に仕送り（地方交付税）をしているのに、子供は多額の貯金（基金）をしている」と批判されましたが、今年度の地方交付税は15.51兆円と前年度に比べ500億円程度しか減少せず、基金問題がどこまで考慮されたのかもわかりません。

そもそも、国と地方の財政状況（資料Ⅺ参照）を比べると、国のPBは黒字化に程遠く、長期債務残高も対GDP比156%なのに、地方は近年ずっとPB黒字で、債務残高対GDP比も35%程度にとどまっています。それなのに、なぜ国が多額の地方交付税を振り向けて財政支援しているかというところ、地方交付税制度には地方の財源不足を国が自動的に埋める「財源保障機能」が存在するからです。

地方公務員の高給与は「民間準拠」で是正を

この制度がもたらす矛盾は様々なところに現れていますが、地方交付税の投入がなければ維持できないとされる地方公務員の高給与は、その代表例の一つです。国家公務員を100として地方公務員の給与（一般行政職）を比較したラスパイレス指数（資料Ⅻ参照）は、東日本大震災時の特殊要因を除くと、この10年あまり100弱の水準に張り付いたままです。

つまり、地方公務員の給与水準が国家公務員と同じであること示しているわけですが、これで驚いてはいけません。地域の民間企業と比べると大幅に上回っており、とりわけラスパイレス指数の対象外のため表面に出にくい清掃職員や給食職員などの技能労務職は、民間の同職種の1.5倍というところもザラです。地方公務員なら地域の民間企業の給与水準に合わせる「民間準拠」を徹底すべきでしょう。

自治体首長と地方議員は自らを律し改革を

地方議員の高額報酬も同根の問題です。我が国の地方議員の平均報酬は欧米の10倍前後に上っています。欧米の地方議員は大都市を除き名誉職のボランティアで、報酬は基本的に交通費などの実費精算のみです。これに対し、我が国は市議会議員でも平均報酬月額が約42万円で、人口5万以下の市でも約33万円と多額なのです。

しかも、小規模な市町村では議員のなり手がいないとし、報酬の引き上げや議員年金の復活を求める議論が出ています。しかし、欧州のように議会を夜間に開催するなどサラリーマンや主婦にも議員への門戸を広げる工夫をするのが先決ですし、報酬も月額ではなく日当制への移行を積極的に推進すべきでしょう。

最近では地方議員、自治体の首長によるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの不祥事も目立ちます。地方再生に向け先頭に立って行政や議会の改革を進めねばならないのに、その自覚を欠いたあまりに低次元な行為と言わざるを得ません。政治家は国、地方を問わず自らを厳しく律せねばならないのです。

IV. 震災復興

復興事業の効果検証と適正な予算の執行促す

東日本大震災の復興期間の後期にあたる「復興・創生期間」も3年目に入りました。しかし、被災地の再生は道半ばであり、これまでの効果の検証と予算の適正な執行などを促しました。熊本地震についても、東日本大震災の対応を踏まえて実効性ある措置を求めています。

V. その他

租税教育は社会全体での取り組み必要

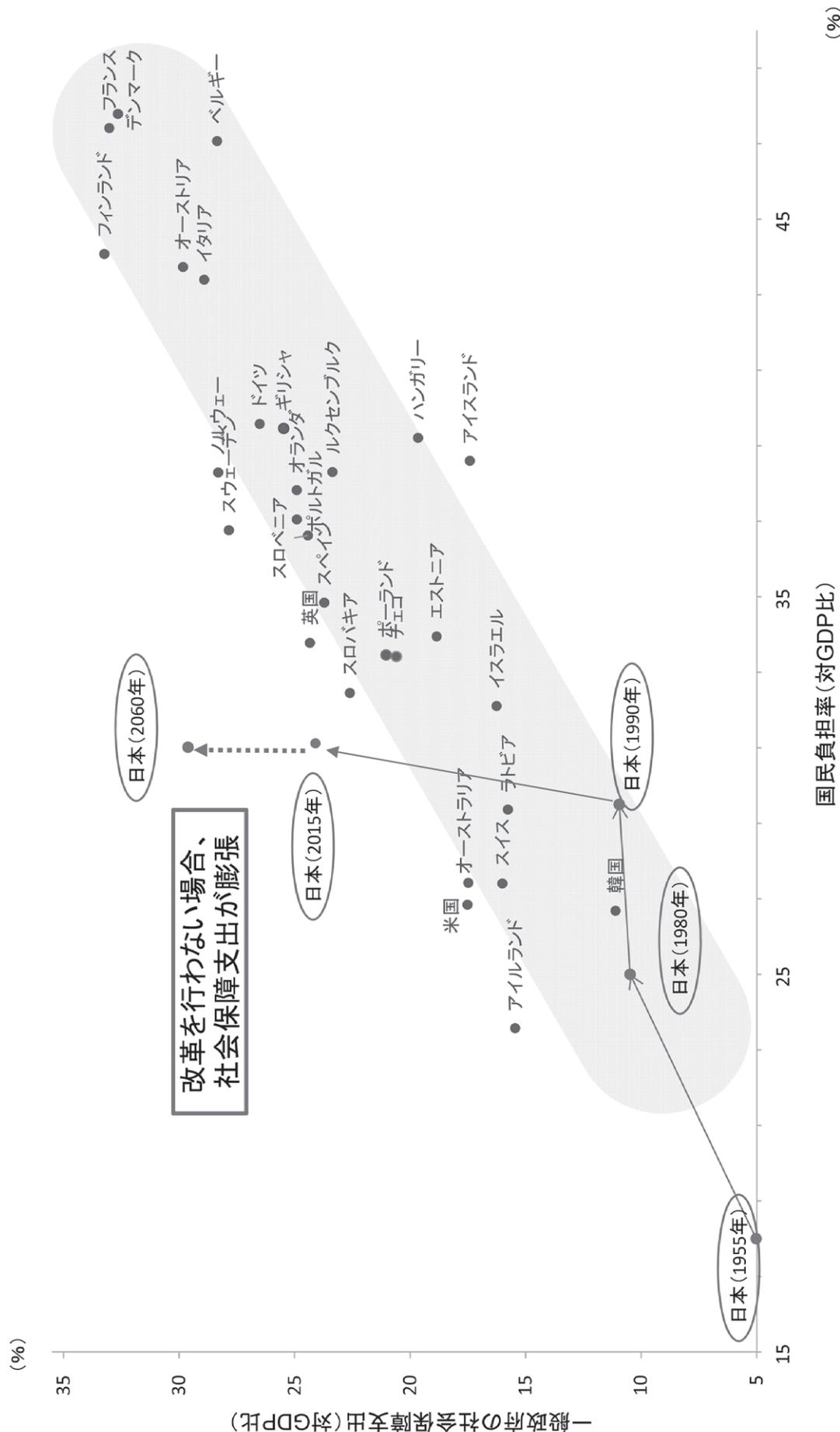
納税環境の整備では納税者の利便性向上を図るため、課税の基準を同じくする国税と地方税の申告納税手続きの合理化を求めたほか、租税教育については学校だけでなく社会全体で取り組む必要性を指摘しました。

《参考資料》

- I．一般会計税収、歳出総額及び国債発行額の推移
- II．OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係
- III．国民負担率の国際比較
- IV．主要先進国における財政健全化目標と財政状況
- V．内閣府試算による中長期の財政の姿
- VI．利払い費と金利の推移
- VII．社会保障給付費の長期見通し
- VIII．諸外国の年金支給開始年齢
- IX．法人実効税率の国際比較
- X．事業承継税制の特例について
- XI．国と地方の財政状況（フロー）
- XII．地方公務員給与の実態調査結果

（注）政府公表の資料などから引用

OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係



(出典) 国民負担率：OECD “National Accounts”、“Revenue Statistics”、内閣府「国民経済計算」等。
 社会保障支出：OECD “National Accounts”、内閣府「国民経済計算」。

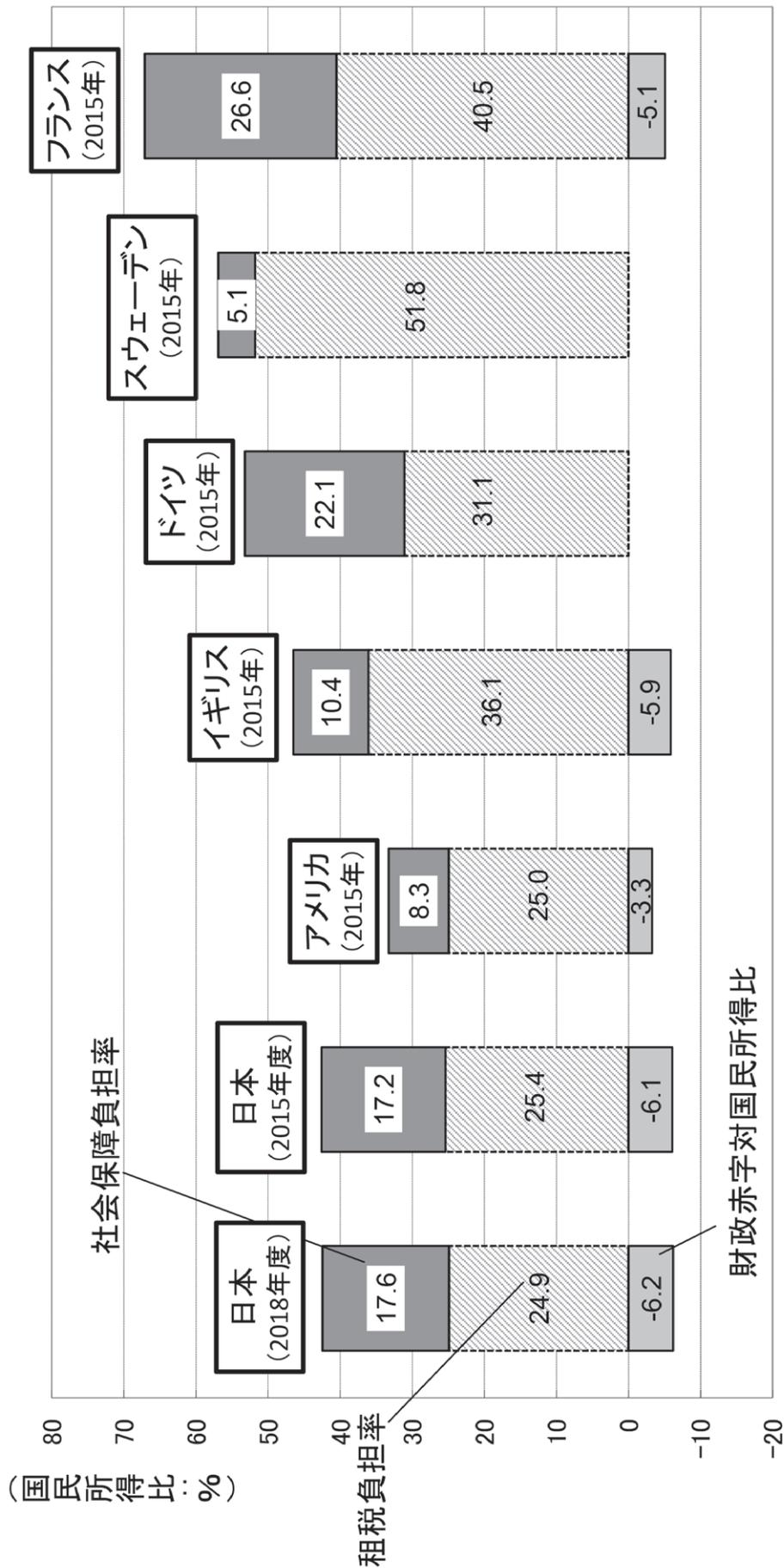
(注1) 数値は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 日本は、2015年度まで実績、諸外国は2015年実績(アイスランド、ニュージーランド、オーストラリアについては2014年実績)。

(注3) 日本の2060年度は、財政制度等審議会「我が国の財政に関する長期推計(改訂版)」(平成30年4月6日 起草検討委員提出資料)より作成。

国民負担率の国際比較

【国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率】 【潜在的な国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比】



(注1) 日本は2018年度(平成30年度)見通し及び2015年度(平成27年度)実績。諸外国は2015年実績。

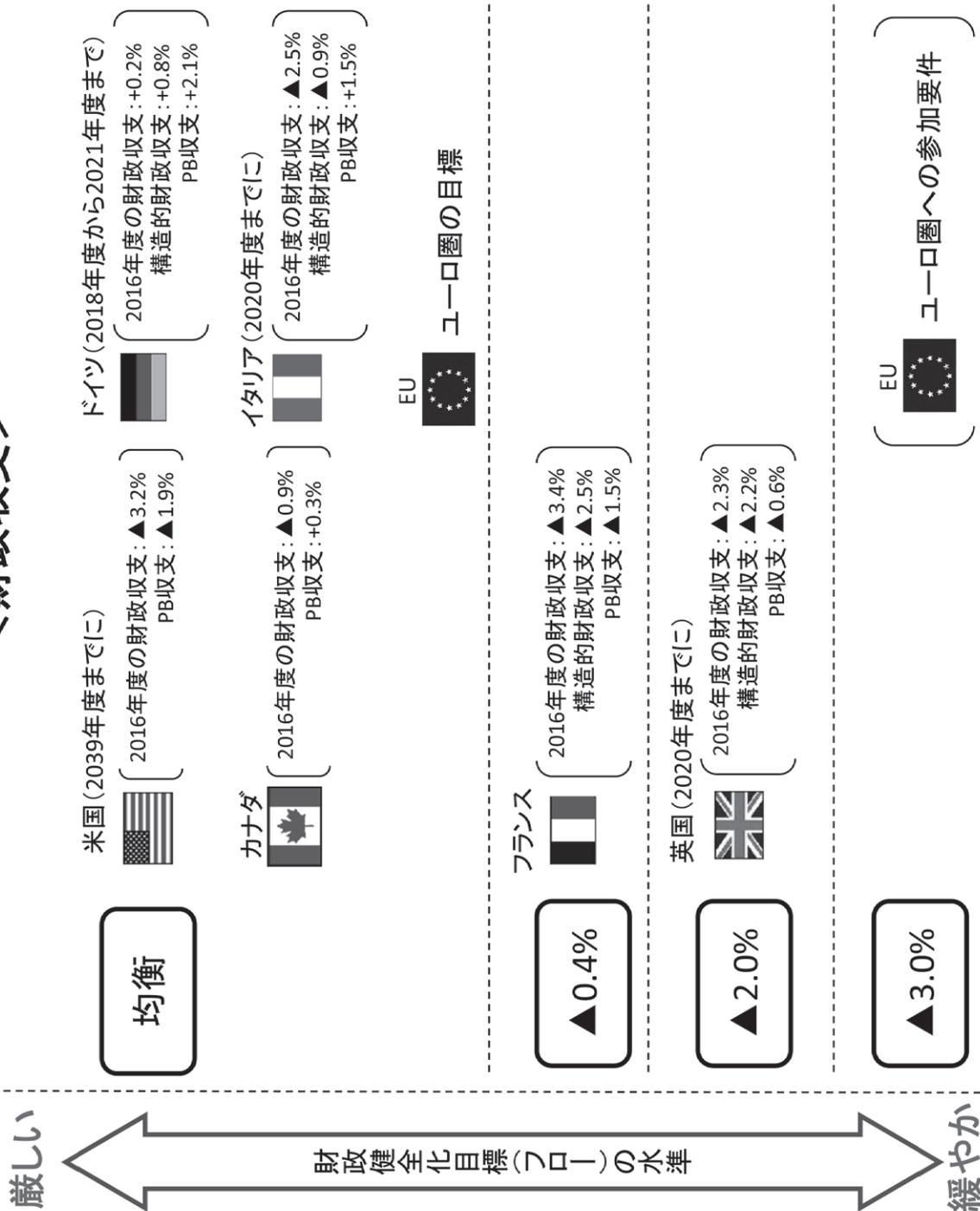
(注2) 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベース。

(出典) 日本：内閣府「国民経済計算」等 諸外国：National Accounts (OECD) Revenue Statistics(OECD)

(対国民所得比：%(括弧内は対GDP比))

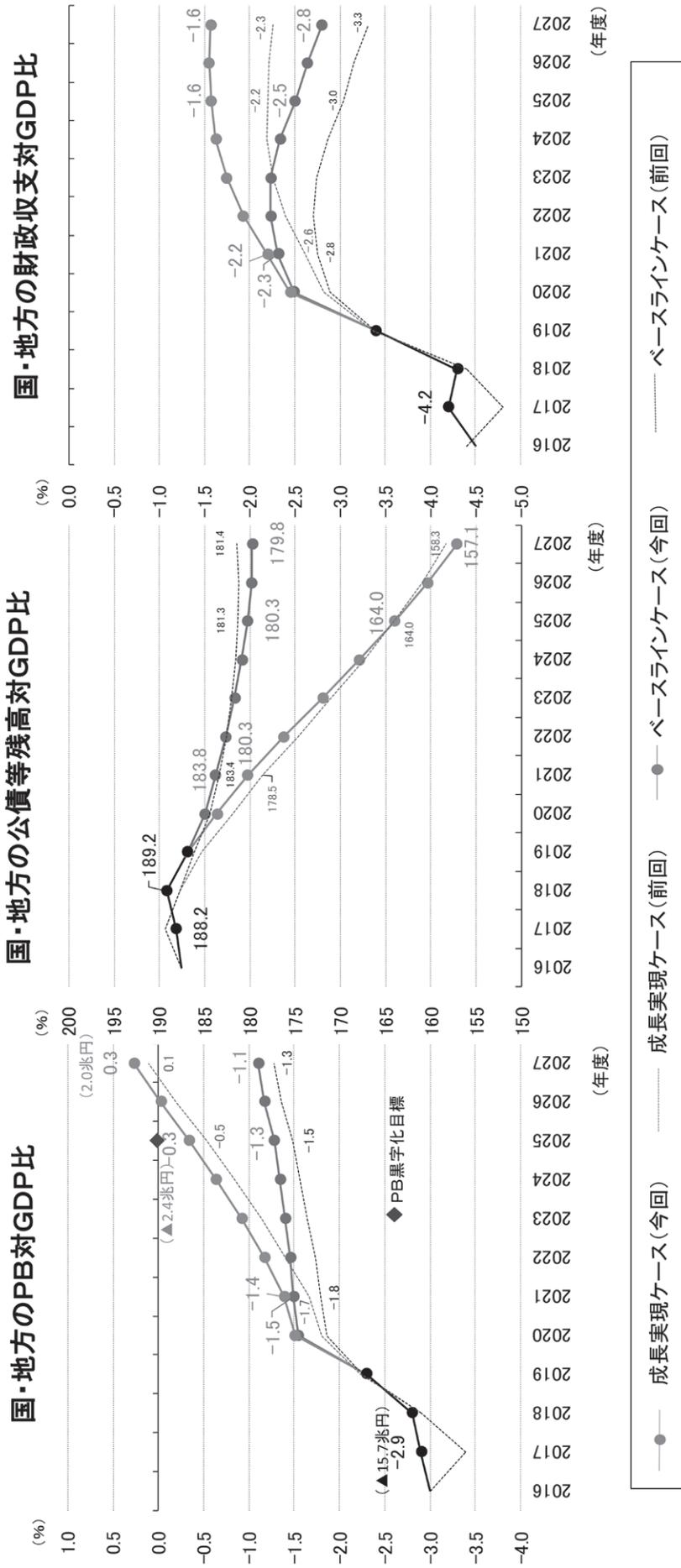
主要先進国における財政健全化目標と財政状況

＜財政収支＞



(出典) 日本: 内閣府(中長期試算)、米国: 行政管理予算局、英国: 財務省、ドイツ: 連邦財務省、フランス: 経済財務省、カナダ: 財務省、イタリア: 経済財務省
 (注1) 日本は国・地方の計数、米国及びカナダは連邦政府の計数、英国は公的部門の計数、フランス及びイタリアは一般政府の計数、ドイツの財政収支は、連邦政府の計数、その他は一般政府の計数。
 (注2) ユーロ圏の目標は、原則、財政収支均衡だが、構造的財政赤字対GDP比0.5%以内でも可。
 (注3) 英国、フランス及びイタリアの財政収支の目標は、構造的財政収支に関する目標。

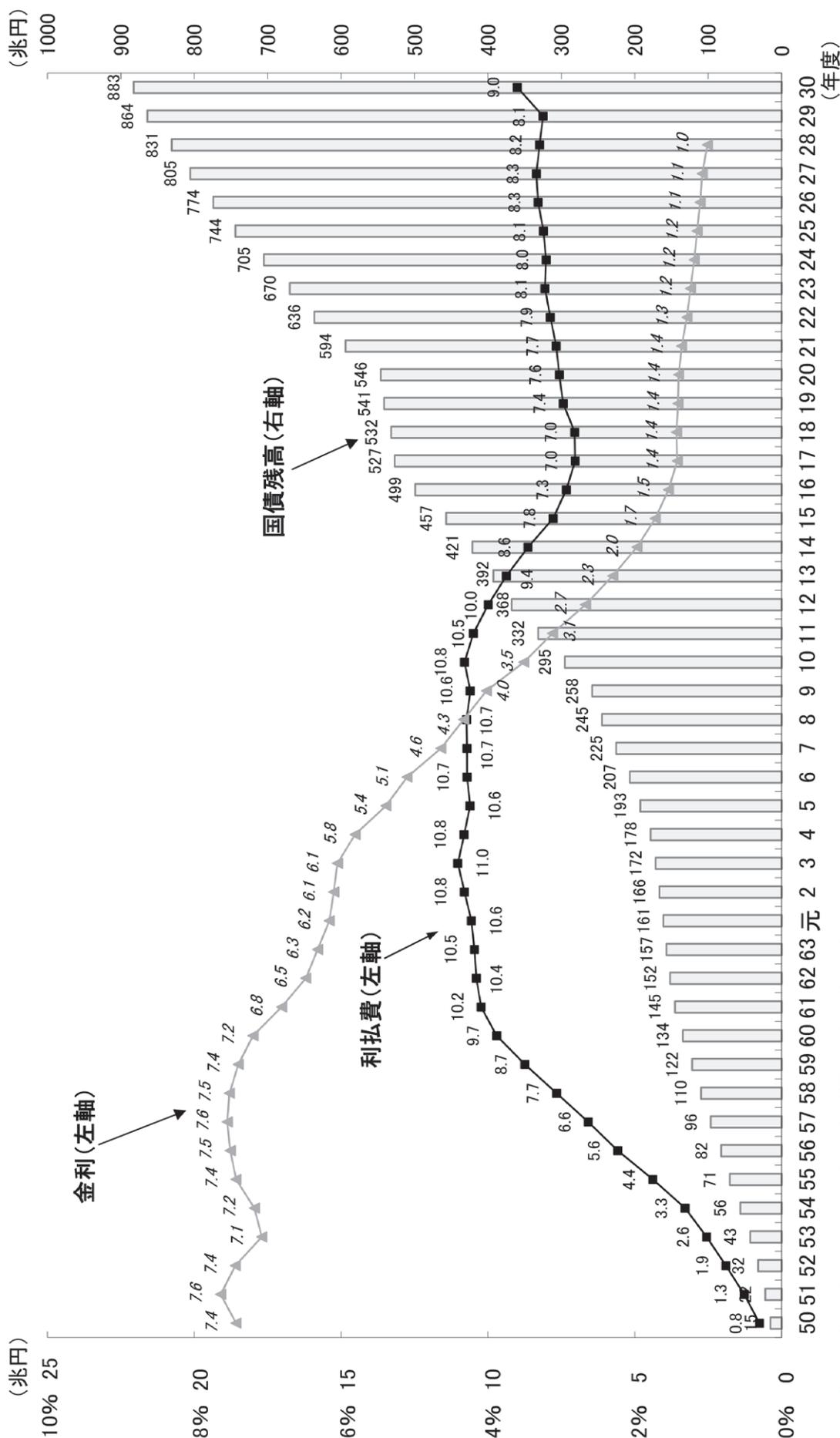
内閣府試算による中長期の財政の姿



(注) なお、長期金利の上昇に伴い、低金利で発行した既発債のより高い金利による借換えが進むことに留意が必要である。

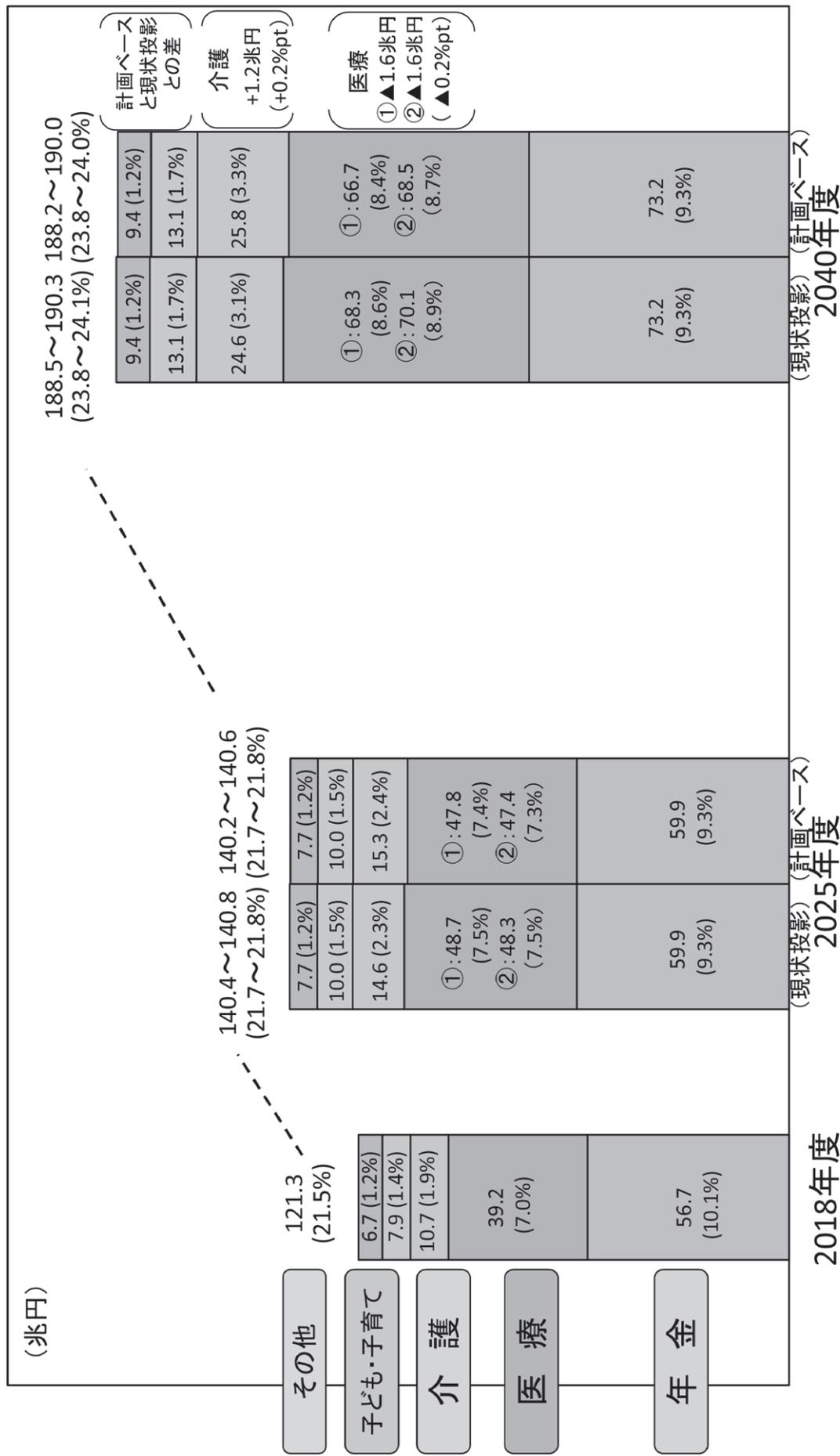
資料VI

利払い費と金利の推移



(注1) 利払費は、平成28年度までは決算、平成29年度は補正後予算、平成30年度は予算による。
 (注2) 国債残高は各年度3月末現在高。ただし、平成29年度末は補正後予算に基づき見込み、平成30年度末は予算に基づき見込み。また、国債残高は、東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度末:10.3兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:8.3兆円、平成27年度末:5.9兆円、平成28年度末:6.7兆円、平成29年度末:6.4兆円、平成30年度末:5.8兆円)及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現するための年金特別国債(平成24年度末:2.6兆円、平成25年度末:5.2兆円、平成26年度末:4.9兆円、平成27年度末:4.6兆円、平成28年度末:4.4兆円、平成29年度末:4.1兆円、平成30年度末:3.9兆円)を含む。

資料Ⅶ 社会保障給付費の長期見通し(経済：ベースラインケース)



(注1) ()内は対GDP比。医療は単価の伸び率について2通りの仮定をおりており給付費に幅がある。

(注2) 「現状投影」は、医療・介護サービスの足下の利用状況を基に機械的に計算した場合。「計画ベース」は、医療は地域医療構想及び第3期医療費適正化計画、介護は第7期介護保険事業計画を基礎とした場合。

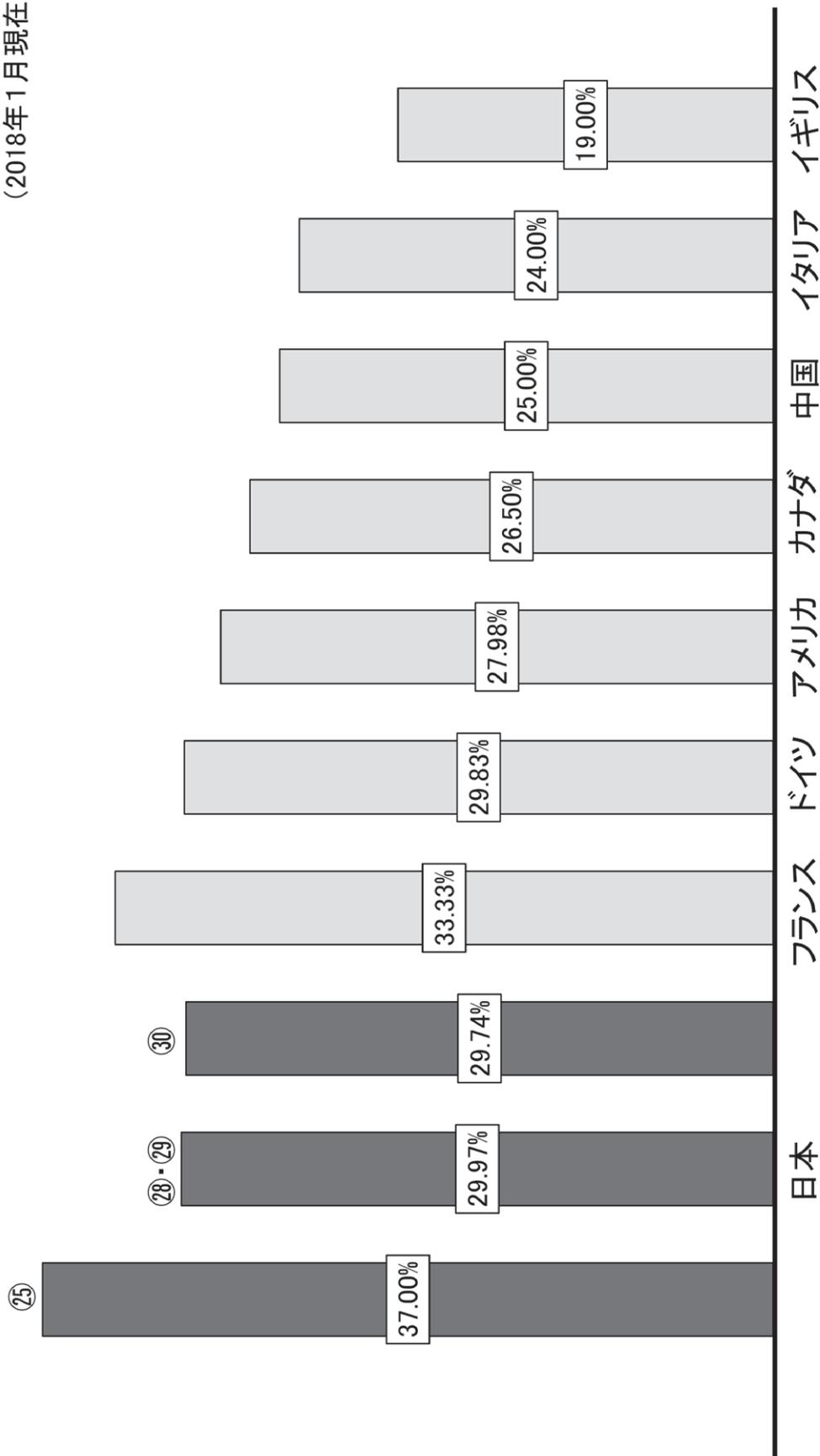
諸外国の年金支給開始年齢

	引上げ内容	決定時期	開始時期 (完了時期)	決定から開始 までの期間	2050年時点の 平均受給期間	勤労者世代人口(20~64歳)の 高齢者人口(65歳以上)に対する 比率(2012年→2050年)
日本	60歳→65歳 (報酬比例部分・男性) 60歳→65歳 (報酬比例部分・女性)	2000年 2000年	2013年 (2025年) 2018年 (2030年)	13年 18年	男性:21.9年 女性:27.0年	2.4人→1.3人
米国	65歳→67歳	1983年	2003年 (2027年)	20年	男性:18.8年 女性:21.7年	4.4人→2.5人
英国	65歳→68歳	2007年	2018年 (2046年)	11年	男性:18.2年 女性:20.9年	3.5人→2.2人
ドイツ	65歳→67歳	2007年	2012年 (2029年)	5年	男性:19.1年 女性:22.0年	2.9人→1.5人
フランス	満額受給:65歳→67歳 (一部受給:60歳→62歳)	2010年	2016年 (2022年) (一部受給:2011 →2017年)	6年	男性:18.9年 女性:23.1年	3.3人→2.0人
イタリア	66歳(民間女性労働者62歳等) →一律66歳、その後 平均余命の伸びに連動 (2021年に67歳)	2010年、 2011年	2012年 (2018年)	1年	男性:17.9年 女性:21.4年	2.9人→1.5人

(出所) 堀江奈保子「年金支給開始年齢の更なる引上げ～67歳支給開始の検討とその条件～」(「みずほ総研論集2008年I号」より)、公益財団法人年金シニアプラン
総合研究機構「年金と経済 2010年1月」、各国政府HP、OECD「Pensions at a Glance 2013」、「Society at a Glance 2014」、「Pensions Outlook 2012」ほかより作成。
(注) フランスについては、満額拠出期間を満たす者は62歳から満額受給が可能。

法人実効税率の国際比較

(2018年1月現在)



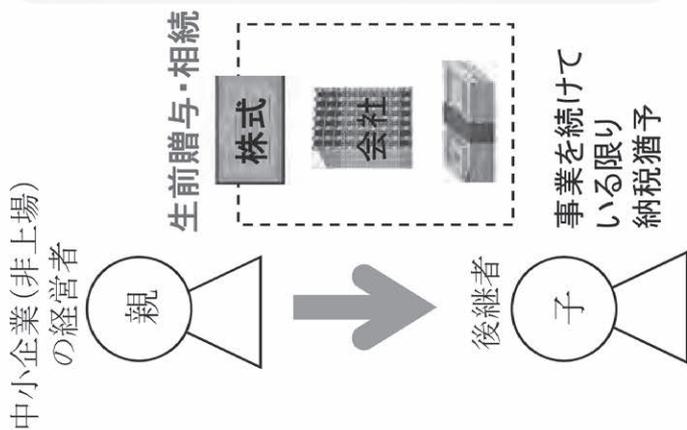
(注1) 法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、カナダはオンタリオ州。フランスについては、課税所得のうち50万ユーロ以下の部分の税率は28%。なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(注2) フランスにおいては、2018年から税率を段階的に引き下げ、2022年には25%となる予定。イギリスにおいては、2020年度から17%に引き下げる予定。

(出典) 各国政府資料等

事業継承税制の特例について

今後10年間の贈与・相続に対する特例として、代替わりを促進。



入口の要件の抜本緩和

総株式の最大3分の2が対象
 猶予割合80%
 承継後5年間平均8割の雇用維持が必要

経営者が保有する全株式が対象

猶予割合100%

雇用要件は弾力化

5年後に平均8割を満たせず、かつ、経営悪化している場合などについて認定支援機関の指導助言

承継後の負担の抜本軽減

経営環境変化に対応した減免制度

会社を譲渡(M&Aなど)・解散した場合には、その時点の株式価値で税額を再計算して差額を減免。

承継パターンの拡大

- ・ 複数人→1人への承継
1人→最大3人への承継
についても事業承継税制の対象とする
- ・ 親族外の後継者について
相続時精算課税の対象とする

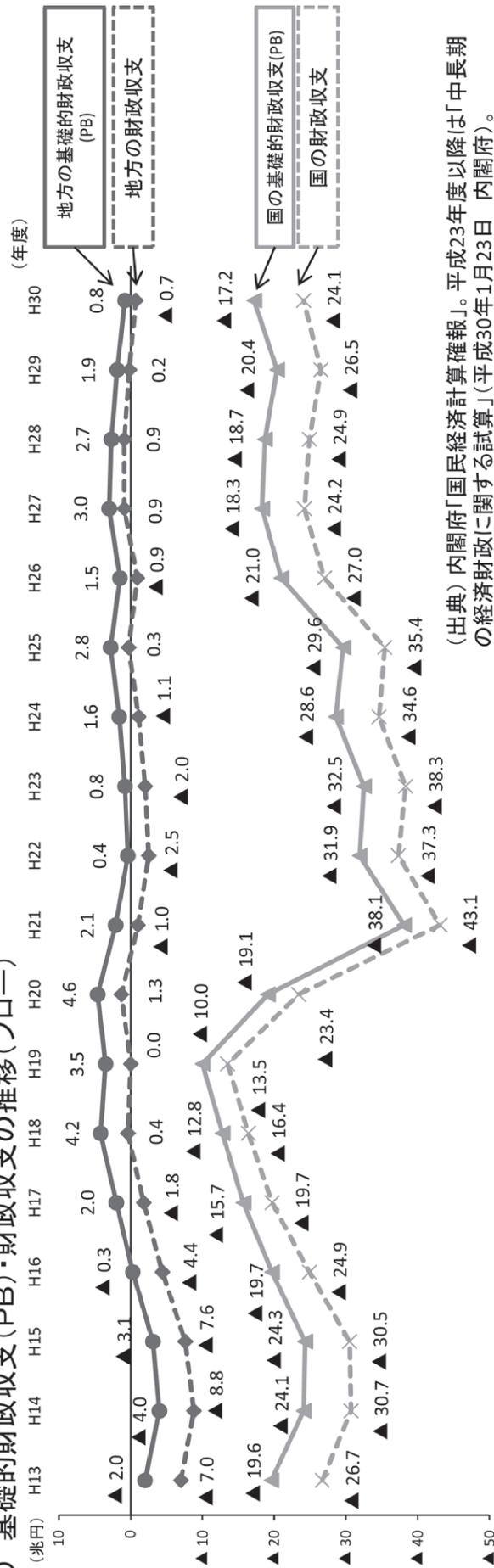
5年以内の承継計画の届出 → 10年以内の贈与・相続が対象

- ・ 経営者が作成
- ・ 後継者指名や経営見通し等
- ・ 金融機関その他の認定支援機関の指導助言

その後の猶予期間も含めて
 本頁の特例が適用される

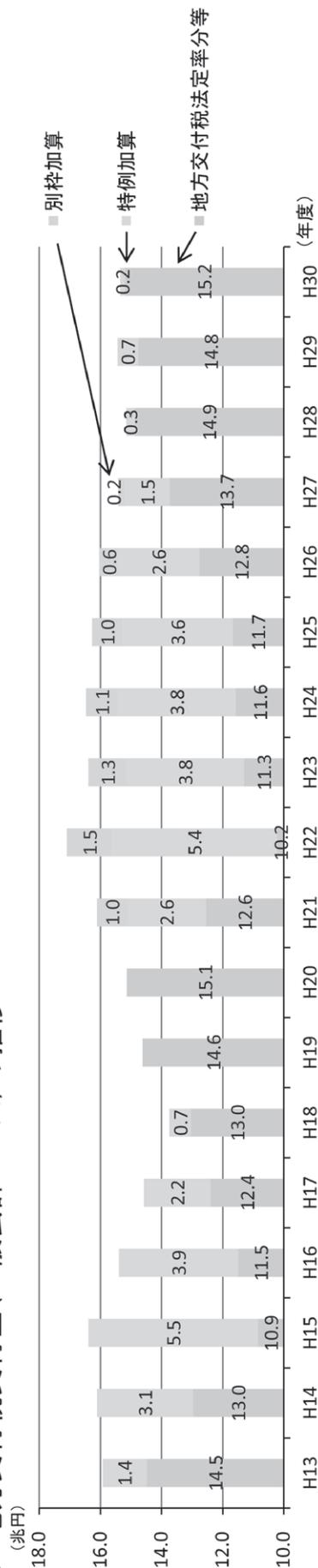
国と地方の財政状況(フロー)

○ 基礎的財政収支(PB)・財政収支の推移(フロー)



(出典) 内閣府「国民経済計算確報」。平成23年度以降は「中長期の経済財政に関する試算」(平成30年1月23日 内閣府)。
 (注) 国・地方とも、平成23年度以降については、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

○ 地方交付税交付金(一般会計ベース)の推移



地方公務員給与の実態調査結果

資料Ⅱ

ラスパイレス指数(全団体加重平均)

○ 平成29年4月1日現在 99.2 (前年 99.3 Δ0.1)

※ラスパイレス指数:全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

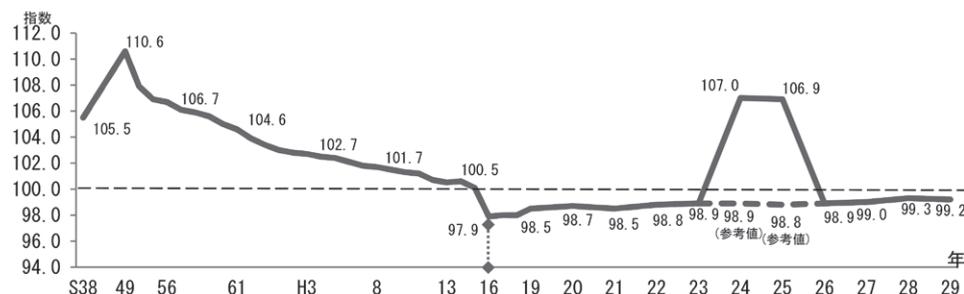
(1) 団体区分別平均

区 分	S49.4.1	H28.4.1	H29.4.1	増 減	
				S49→H29	H28→H29
全地方公共団体平均	110.6	99.3	99.2	△ 11.4	△ 0.1
都道府県	111.3	100.3	100.2	△ 11.1	△ 0.1
指定都市	116.1	100.1	99.9	△ 16.2	△ 0.2
市	113.8	99.1	99.1	△ 14.7	0.0
町 村	99.2	96.3	96.4	△ 2.8	0.1
特別区	—	99.4	99.6	—	0.2

(2) 団体区分別最高値・最低値

区 分	H29.4.1			
	最高値		最低値	
都道府県	103.1	静岡県	94.8	鳥取県
指定都市	103.6	静岡市	94.2	大阪市
市区町村	103.7	埼玉県越谷市	77.5	東京都青ヶ島村

(3) ラスパイレス指数の推移



※参考値:給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与削減措置がないとした場合の値。

(4) その他

- ・地域手当補正後ラスパイレス指数
 - 全地方公共団体平均 99.1
 - (ラスパイレス指数との差 Δ0.1)
- ・ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値
 - 全地方公共団体平均 98.6
 - (ラスパイレス指数との差 Δ0.6)